

茨城県県営住宅指定管理者  
一般財団法人  
茨城県住宅管理センター  
〒310-0062  
水戸市大町3-4-36  
TEL029-226-3355

県営住宅の  
"おたより"

NEW

らいふ

みんなで協力

明るい生活

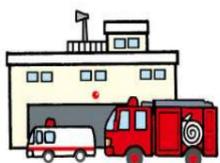
大震災に学ぶ 【災害に備えて再チェック】

県営住宅におきましては、特に鹿行地域の液状化による家屋の傾きの被害が甚大であり、県内全域で断水等の被害が発生し、居住者の皆様には大変ご不便をおかけしました。

住宅管理センターでは、茨城県と共にライフラインの復旧を最優先課題として取り組んでまいりました。震災から約1年が経過しようとしていますが、未だ復旧工事が完了していない部分については、今後も工事等を鋭意実施してまいりますので、ご不便をおかけしますが、ご理解ご協力をよろしくお願い致します。

管理センターでは、今回の未曾有の大震災発生を受け、国や県の防災計画に基づき、入居者の皆様方の安全確保の観点から、避難通路を確保するための確認を随時実施してまいります。

避難通路の確保・緊急活動の遅延防止



■廊下・階段・ベランダ仕切り板付近に物を置かない！

廊下、階段、踊り場付近に自転車、植木鉢、段ボールなどが置かれているケースが見受けられます。また、バルコニーの隣戸との仕切り板や避難ハッチの周辺に物置棚やタイヤなどの物が置かれているケースもあり、消防署の指摘を受けることがあります。地震や火災等の災害が発生した場合、

- ①廊下およびベランダからの避難に手間取る
- ②救急車の緊急搬送に手間取る

など大事に至るおそれがあります。廊下・階段・ベランダは大事な避難経路となります。普段から住戸周辺の確認をお願いします。

■団地内の路上駐車禁止！

路上駐車は大変危険です。見通しが悪くなるため、子供の飛び出しによる事故等を誘発します。ゴミ収集車の作業を妨げるほか、救急車や消防車などの緊急活動を妨げます。災害等が発生した場合の避難にも支障をきたします。



- ①非常階段周辺
- ②歩行者の出入り口付近
- ③車いす用スロープ出入り口付近
- ④ごみ集積場周辺

これらの場所には、絶対に駐停車しないで下さい。管理センターでは定期パトロール時に状況を確認し、違法駐車の指導を強化するとともに「駐停車禁止」のペイント等の対応を実施してまいります。路上ペイント箇所への駐停車は、所有者を特定し、厳正に対処いたします。



県営住宅では、毎年1回、各団地ごとに防災訓練を実施しております。ぜひ、ご参加いただき、防災意識を高めましょう！



一般財団法人茨城県住宅管理センター

総務課 TEL 029-226-3355 〒310-0062 水戸市大町3-4-36  
 業務課 029-226-3350 入居相談窓口(事務所1階東側)  
 029-226-3603 家賃等納付・各種申請・収入申告等窓口(事務所1階西側)  
 029-228-3090 家賃等納入相談等(事務所3階)  
 工務課 029-226-3300 修繕関係(事務所3階)  
 FAX 029-227-0368  
 筑波分室 TEL 029-853-1370 〒305-0031 つくば市吾妻1-10-1 (アイアイモール2階)  
 FAX 029-879-7701  
 ホームページ ⇒ <http://www.ijkc.jp>

### 管理センターにおける高齢者支援の取り組み

#### ■ 1人暮らし調査票

平成20年度から実施している制度で、県営住宅にお住まいの1人暮らしの75歳以上の高齢者の方から、「複数の緊急連絡先」・「かかりつけの病院」・「生活状況」等をあらかじめ調査票に記入していただき、万一の緊急事態が発生した場合に迅速な対応ができるようそなえておくものです。これらの情報は住宅管理センターで保管されており、夜間や休日に緊急事態が発生した場合にも対応できるようになっています。現在、調査票を165団地、340名の方からご提出いただいております。緊急事態の際スムーズな状況把握ができ、安心につながります。

#### ■ 安心コール (希望により登録)

調査票をご提出いただいた方のうち、希望する方を対象に住宅管理センターの職員が週に1回、ご自宅にお電話をかけて、安否確認を行っております。お留守にする場合等は、事前にご連絡をいただきますが、不通の場合は調査票の緊急連絡先へ連絡して対応します。



※詳しくは業務課 029-226-3603  
029-228-3090



### 「騒音問題」「ペット飼育」による苦情が急増しています!

#### ■ 入居者間の音の問題とは

##### ● 問題になる音には2種類ある

「生活音」と「それ以上の音」に分類されます。問題の音は、話し声、ドアの開閉、歩く音、テレビ、洗濯機や掃除機の音等、様々な音が挙げられます。これらの音は常識的な時間と範囲なら「生活音」ですが、程度や頻度、時間により、騒音となります。

##### ● 音の問題は簡単ではない

「生活音」と「騒音」はどこに境目があるのでしょうか? 答えは、人それぞれの感覚です。長さや重さを測るような明確な答えがありません。家族構成や生活習慣があるように、人の感覚もさまざまです。「騒音」は被害者側の感覚にゆだねられており、被害者側が気にしすぎという可能性も考えられ、簡単な問題ではないのです。

#### ■ 今までに「うるさいと言われた」または「うるさいと思った」事がありますか?

##### ● 県営住宅には様々な方が入居しています

上下階、両隣、周りの入居者を確認してみてください。「子供の多い世帯」、「老夫婦のみの世帯」、「単身者の世帯」、「外国人の世帯」など様々で、生活習慣もそれぞれに違います。ご自分の家、近隣のお宅がどれにあてはまるか、考えてみてはいかがでしょうか。特に2階以上にお住まいの方は、階下にお住まいの方がいることを再認識してください。お互い認識しあえば、自然に相手を思いやる気持ちになるものではないでしょうか。

#### ■ 上下階騒音問題の解決にむけて

##### ● 原則、入居者同士の問題です

音を出す方の配慮が足りないのか、聞く方が神経質なのか、両方なのか、さらに建物が老朽化しているのか。様々な要素が絡むため、一方が悪いと決めることは困難です。管理センターでは仲裁役として双方の話し合いに参加し、解決へのお手伝いをします

#### ■ 犬や猫の飼育は禁止です



県営住宅はペットの飼育を禁止しています。ペットを飼育している方の中には、禁止であることを承知で預かったり、飼っている方が多いようです。禁止であることを承知で飼ってしまう、飼えば愛着がわいてしまう、今さら手放せない・・・という方が大半ではないでしょうか。

言うまでもなく、県営住宅はたくさんの方がお住まいになっている共同住宅です。決められたルールを守っていただかなくてはなりません。ペットを飼育している方は、ペット飼育可能な住宅にお住まいの方に譲るなどして、直ちにペットの飼育を中止して下さい。入居者一人一人の心がけで、より住みやすい団地づくりにご理解とご協力をお願いします。

#### 表札掲示のお願い

入居説明会で配布しております「入居者のしおり」でもご案内しているところですが、玄関ドア脇および集合郵便箱に表札を出されていない方は、お名前が入った表札を掲示していただくようお願いいたします。郵便物等が正しく配達されないこともありますので、ご確認をお願いいたします。表札を掲示することで、ご近所の安心や団地内のコミュニティー増進につながります。掲示していない方は、ぜひこの機会にご協力いただきますよう、お願いします。

#### 収入申告書は提出しましたか?

収入申告書を提出していない方は、4月からの家賃がその住宅の最も高い額(近傍同種家賃:民間同規模の家賃程度)で決定されます。提出期限は過ぎていますが、未提出の方は早急に提出して下さい。

なお、「平成24年度家賃決定通知書」は2月上旬に発送しました。必ず内容をご確認ください。